

事務連絡  
令和2年8月20日

各高齢者福祉施設長  
様  
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

### 新型コロナウイルス感染症対応のための衛生材料の備蓄等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」では、「今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、第2波に備え、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。」こととしています。

これらを踏まえ、県では、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所に対しまして、下記のとおり、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液の確保支援等を行うこととしています。本支援の活用により確保されたマスク、消毒液を含め、各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、概ね2ヶ月分の必要な衛生材料の備蓄の維持に努めていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、県ホームページにも掲載しますので（URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>）、こちらも併せて御参照いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 使い捨てマスクについて

各高齢者福祉施設・介護サービス事業所に対して、1施設・事業所当たり以下のとおりマスクを送付いたしますので、お受け取りいただきますようお願いいたします。

なお、既に十分な備蓄を有しており、マスクの配布が不必要な施設・事業所がございましたら、下記連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

発送時期は下の施設・サービス種別ごとに記載の時期を想定しております。

なお、商品の代金は県が負担しますので、各施設・事業所で代金等をお支払いいただく必要はありません。

サービス種別	施設・サービス種別	配布枚数	配布時期
施設サービス	特別養護老人ホーム(広域型・地域密着型)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護	1,200枚	8月28日頃
通所サービス	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、(看護)小規模多機能型通所介護	250枚	9月10日頃
訪問サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	250枚	9月18日頃
その他サービス	居宅介護支援、福祉用具貸与・販売	100枚	9月18日頃

(※) 送付するマスクは、サージカルマスク(不織布3層(ノーズフィットワイヤー付)、BFE:90%以上、PFE:90%以上)です。

## 2. アルコール消毒液について

各高齢者福祉施設・介護サービス事業所に対して、国の優先確保スキームを活用する形でアルコール消毒液を確保します。

具体的には、1施設・事業所当たり以下を上限として、各施設・事業所から県に必要量を登録いただき、登録いただいた量を県が購入・発注、直接各施設・事業所に送付いたします。

サービス種別	施設・サービス名	上限
施設サービス	特別養護老人ホーム(広域型・地域密着型)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護	15 <small>リットル</small>
通所サービス	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、(看護)小規模多機能型通所介護	4 <small>リットル</small>
訪問サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	3 <small>リットル</small>
その他サービス	居宅介護支援 福祉用具貸与・販売	2 <small>リットル</small>

なお、既に十分な備蓄を有しており、アルコール消毒液の配布が不必要な施設・事業所がございましたら、必要量の登録を辞退いただきますようお願いいたします。

**必要量の登録等は、8月24日(月)13時【期限厳守】までに以下に記載の電子申請システムURLにアクセスいただき、サービス種別毎に必要な量の登録を行っていただきますようお願いします。**

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1597818936894>

**配布の時期は9月中旬頃に(株)アスクルから順次配送される予定ですが、具体的な配送時期が判明次第、登録されたメールアドレスまでお知らせいたしますので、御承知おきください。**

また、商品の代金は県が負担しますので、使い捨てマスクと同様に、各施設・事業所で代金等をお支払いいただく必要はありません。

### 3. その他（県が備蓄する衛生資材の配布）

県では、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所で濃厚接触者等に介護を提供する必要がある場合に不足する衛生資材（サージカルマスク、ガウン、ゴーグル等）を配布しています。本衛生資材の配布については、基本的に各施設・事業所等で感染者等が発生した場合の活用を想定していますが、例えば、訪問系サービスの事業所の職員が濃厚接触者や感染が疑われる者を訪問する際にも活用できるものですので、個別のケースに応じて、高齢政策課メールアドレス（[koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)）まで御相談いただきますようお願いいたします。